

✿ あなたを支える3つの基礎年金 ✿

遺族基礎年金

年金を受けられる条件

- ①国民年金の加入者(もしくは加入をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいること)や老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が亡くなったときに、その人に生計を維持されていた子のいる妻、または子が受けられます。
 - ②死亡日の属する月の前々月までに加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること(免除および学生特例期間を含む)あるいは、死亡日が平成28年3月31日以前の場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

年金を受けられる方

その方に扶養されていた子（18歳到達年度末までにある子・障がい者は20歳未満の子）のいる妻または子。

年金額(平成24年度)

- ・子のいる妻が受けるとき(子1人) 101万2,800円
 - ・子のみで受けるとき 78万6,500円

※子の人数に応じて加算額が変わります。

障礙基礎年金

年金を受けられる条件

- ①初診日が国民年金の加入中(もしくは加入をやめた後、日本国内に住所を有し、60~64歳までに障がい者となったとき)
 - ②障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日)に一定の障がいの状態にあること。

③初診日の属する月の前々月までの加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること。(免除および学生特例期間を含む)あるいは、初診日が平成28年3月31日以前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。なお、20歳前に病気やけがなどで障がい者となった方は、20歳になったときから受けられます。(本人の所得制限あり)

年金額(平成24年度)

- ・1級障害基礎年金
98万3,100円
 - ・2級障害基礎年金
78万6,500円

※子がいる場合、人数に応じて計算額があります。

老齡基礎年金

老齢基礎年金は、原則として25年以上の受給資格期間を満たしている方が、65歳になると受けられます。

なお、法改正により平成27年10月からは、受給資格期間が10年に短縮される予定です。

受給資格期間

- ①納付期間(第1号、第2号、第3号被保険者納付)、②免除・納付猶予または学生特例期間、
③任意加入できる方が加入しなかつた期間(カラ期間)などを合
わせた期間です。ただし、納付猶
予・学生特例期間およびカラ期
間は年金額には反映されませ
ん。

年金額(平成24年度)

78万6,500円

繰り上げ支給や繰り下げ支給

早く年金を受けたい方、または遅く受けたい方は、希望により60歳から70歳までの間で請求ができます。ただし、65歳で請求した年金額を基準とし、64歳以前に受けると減額され、66歳以後に受けると増額されます。この増減率は、生涯変わりません。(このほかにも制約があります)

◇死亡一時金
第一号被保険者として保険料を3年以上納めた方が年金を受けず、亡くなり、その遺族が遺族基礎年金、または寡婦年金の対象となる場合に支給されます。

◇**寡婦年金**
第1号被保険者として保険料納付期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなつたとき、その妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。

**第1号被保険者の
独自給付**

◇付加年金

定額の保険料に月額400円の保険料を上乗せして納めると、基礎年金額に付加年金額が加算されます。

付加年金額（年額）

付加保険料納付月数×200円